

2007年 輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
輸入統計品目表				輸入統計品目表					
目次 輸入統計品目表の解釈に関する通則 第1部～第10部 (省 略) 第11部 繊維用繊維及びその製品 第50類～第53類 (省 略) 第54類 <u>人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びブス リップその他これに類する人造繊維製品</u> 第55類～第63類 (省 略) 第12部～第22部 (省 略)				目次 輸入統計品目表の解釈に関する通則 第1部～第10部 (省 略) 第11部 繊維用繊維及びその製品 第50類～第53類 (省 略) 第54類 <u>人造繊維の長繊維及びその織物</u> 第55類～第63類 (省 略) 第12部～第22部 (省 略)					
01.05		家きん (鶏 (ガルルス・ドメス ティクス)、あひる、がちょう、 七面鳥及びほろほろ鳥で、生き ているものに限る。) －1羽の重量が185グラム以下 のもの			01.05		家きん (鶏 (ガルルス・ドメス ティクス)、あひる、がちょう、 七面鳥及びほろほろ鳥で、生き ているものに限る。) －1羽の重量が185グラム以下 のもの		
0105.11		(省 略)			0105.11		(省 略)		
0105.19		－その他のもの			0105.19		－その他のもの		
0105.94	000 4	－鶏 (ガルルス・ドメスティ クス)	NO		0105.92	000 6	－鶏 (ガルルス・ドメスティ クス。1羽の重量が2,000 グラム以下のものに限る。)	NO	
					0105.93	000 5	－鶏 (ガルルス・ドメスティ クス。1羽の重量が2,000 グラムを超えるものに限 る。)	NO	
0105.99		(省 略)			0105.99		(省 略)		
02.06		食用のくず肉 (牛、豚、羊、や ぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニー のもので、生鮮のもの及び冷蔵 し又は冷凍したのものに限る。)			02.06		食用のくず肉 (牛、豚、羊、や ぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニー のもので、生鮮のもの及び冷蔵 し又は冷凍したのものに限る。)		
0206.10		－牛のもの (生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。)			0206.10		－牛のもの (生鮮のもの及び冷 蔵したものに限る。)		
	020 4	－ほほ肉及び頭肉	KG		010 1		－臓器及び舌	KG	
		－その他のもの			020 4		－ほほ肉及び頭肉	KG	
		－臓器及び舌			090 4		－その他のもの	KG	
	011 2	－舌	KG		0206.21	000 1	－舌	KG	
	019 3	－その他のもの	KG						
	090 4	－その他のもの	KG						
		－牛のもの (冷凍したものに限 る。)							
0206.21	000 1	－舌	KG				(省 略)		
02.08		その他の肉及び食用のくず肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷 凍したのものに限る。)			02.08		その他の肉及び食用のくず肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷 凍したのものに限る。)		
0208.10		(省 略) (削 除)			0208.10		(省 略)		
					0208.20	000 5	－かえるの脚	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0208.30		(省 略)			0208.30		(省 略)		
0208.50					0208.50				
0208.90		－その他のもの			0208.90	000 5	－その他のもの		KG
	010 1	－かえるの脚		KG					
	090 4	－その他のもの		KG					
03.01		魚 (生きているものに限る。)			03.01		魚 (生きているものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
0301.93		(省 略)			0301.93		(省 略)		
0301.94		－くろまぐろ (トウヌス・テ イヌス)					(新 規)		
	100 6	－養魚用の稚魚		KG					
	900 1	－その他のもの		KG					
0301.95		－みなみまぐろ (トウヌス・ マッコイイ)					(新 規)		
	100 5	－養魚用の稚魚		KG					
	900 0	－その他のもの		KG					
0301.99		(省 略)			0301.99		(省 略)		
03.02		魚 (生鮮のもの及び冷蔵したも のに限るものとし、第03.04項の 魚のフィレその他の魚肉を除 く。)			03.02		魚 (生鮮のもの及び冷蔵したも のに限るものとし、第03.04項の 魚のフィレその他の魚肉を除 く。)		
		(省 略)					(省 略)		
0302.66		(省 略)			0302.66		(省 略)		
0302.67	000 1	－めかじき (クスイフィア ス・グラディウス)		KG			(新 規)		
0302.68	000 0	－めろ (ディソステイクス属 のもの)		KG			(新 規)		
0302.69		－その他のもの			0302.69		－その他のもの		
		－にしん (クルペア属のも の)、たら (ガドウス属、 テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの)、ぶり (セ リオーラ属のもの)、さ ば (スコムベル属のも の)、いわし (エトルメ ウス属又はエングラウリ ス属のもの)、あじ (ト ラクルス属又はデカプテ ルス属のもの) 及びさん ま (コロラビス属のもの)					－にしん (クルペア属のも の)、たら (ガドウス属、 テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの)、ぶり (セ リオーラ属のもの)、さ ば (スコムベル属のも の)、いわし (エトルメ ウス属又はエングラウリ ス属のもの)、あじ (ト ラクルス属又はデカプテ ルス属のもの) 及びさん ま (コロラビス属のもの)		
	011 3	－ぶり		KG	011 3		－ぶり		KG
	019 4	－その他のもの		KG	012 4		－たら		KG
		－その他のもの			013 5		－あじ		KG
		－バラクータ (かます科 又はくろたちかます科 のもの)、キングクリ ップ及びたい			019 4		－その他のもの		KG
		－バラクータ (かます科又 はくろたちかます科のも の)、キングクリップ及 びたい					－バラクータ (かます科又 はくろたちかます科のも の)、キングクリップ及 びたい		
	021 6	－たい		KG	021 6		－たい		KG
	029 0	－その他のもの		KG	029 0		－その他のもの		KG
		－その他のもの					－その他のもの		
	091 6	－かじき (めかじきを 除く。)		KG	091 6		－かじき (めかじきを 除く。)		KG
	092 0	－さわら		KG					
	093 1	－たちうお		KG	096 4		－めかじき		KG
	094 2	－ふぐ		KG	092 0		－さわら		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)							
統計品目番号	NA CS 用	品名	単位		統計品目番号	NA CS 用	品名	単位			
			I	II				I	II		
0302.70	099	0	-----その他のもの		KG	0302.70	093	1	-----たちうお		KG
			(省 略)				094	2	-----ふぐ		KG
03.03			魚 (冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			03.03			魚 (冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		
			(省 略)						(省 略)		
			ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ) 及びコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス) (肝臓、卵及びしらこを除く。)			0303.50	000	2	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)		KG
			ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)		KG	0303.60	000	6	ーコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)		KG
0303.51	000	1	ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)		KG						
0303.52	000	0	ーコッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)		KG						
			ーめかじき (クスイフィアス・グラディウス) 及びめろ (ディソステイクス属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)								
0303.61	000	5	ーめかじき (クスイフィアス・グラディウス)		KG						
0303.62	000	4	ーめろ (ディソステイクス属のもの)		KG						
0303.71			ーその他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)			0303.71			ーその他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)		
0303.78			(省 略)			0303.78			(省 略)		
0303.79			ーその他のもの			0303.79			ーその他のもの		
			ーにしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラピス属のもの)						ーにしん (クルペア属のもの) 及びたら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)		
	011	5	ーにしん (クルペア属のもの)		KG	011	5		ーにしん (クルペア属のもの)		KG
	019	6	ーその他のもの		KG	019	6		ーその他のもの		KG
			ーぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)						ーぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NACS 用	品名	単位		統計品目 番号	NACS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
		ベル属のもの、いわし (エトルメウス属又は エングラウリス属の もの)、あじ(トラクル ス属又はデカプテルス 属のもの)及びさんま (コロラビス属のもの)					属のもの、いわし(エ トルメウス属又はエン グラウリス属のもの)、 あじ(トラクルス属又 はデカプテルス属の もの)及びさんま(コ ロラビス属のもの)		
021	1	-----あじ		KG	021	1	-----あじ		KG
022	2	-----ぶり		KG	022	2	-----ぶり		KG
023	3	-----さんま		KG	023	3	-----さんま		KG
029	2	-----その他のもの ----その他のもの ----バラクーダ(かます科 又はくろたちかます科 のもの)、キングクリ ップ及びびたい		KG	029	2	-----その他のもの ----バラクーダ(かます科又 はくろたちかます科の もの)、キングクリッ プ及びびたい		KG
031	4	-----たい		KG	031	4	-----たい		KG
039	5	-----その他のもの		KG	039	5	-----その他のもの		KG
040	6	-----ししやも ----その他のもの		KG	040	6	----ししやも ----その他のもの		KG
091	1	-----かじき(めかじきを 除く。)		KG	091	1	-----かじき(めかじきを 除く。)		KG
092	2	-----さわら		KG	092	2	-----さわら		KG
093	3	-----たちうお		KG	093	3	-----たちうお		KG
095	5	-----ふぐ		KG	095	5	-----ふぐ		KG
096	6	-----めぬけ類(セバステ ス属のものに限る。)		KG	096	6	-----めぬけ類(セバステ ス属のものに限る。)		KG
097	0	-----ぎんだら		KG	097	0	-----ぎんだら		KG
					098	1	-----めかじき		KG
					102	5	-----めろ(ディソステイク ス属のもの)		KG
103	6	-----きんめだい		KG	103	6	-----きんめだい		KG
104	0	-----あゆ		KG	104	0	-----あゆ		KG
099	2	-----その他のもの (省略)		KG	099	2	-----その他のもの (省略)		KG
0303.80					0303.80				
03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮 のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものに限るものとし、細かく切 り刻んであるかないかを問わな い。)			03.04		魚のフィレその他の魚肉(生鮮 のもの及び冷蔵し又は冷凍した ものに限るものとし、細かく切 り刻んであるかないかを問わな い。)		
		---生鮮のもの及び冷蔵したもの			0304.10		---生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0304.11	000 4	---めかじき(クシフィア ス・グラディウス)		KG	110	3	---にしん(クルペア属のも の)、たら(ガドウス属、 テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの)、ぶり(セ リオール属のもの)、さ ば(スコムベル属のもの)、 いわし(エトルメ ウス属、サルディノプス 属又はエングラウリス属 のもの)、あじ(トラク ルス属又はデカプテルス 属のもの)及びさんま(コ ロラビス属のもの)		KG
0304.12	000 3	---めろ(ディソステイクス属 のもの)		KG			----その他のもの		
0304.19		---その他のもの ----フィレ			191	0	----くろまぐろ		KG
	110 1	----にしん(クルペア属の もの)、たら(ガドウ ス属、テラグラ属又は メルルシウス属のも の)、ぶり(セリオ ール属のもの)、さば(ス コムベル属のもの)、 いわし(エトルメウス 又はエングラウリス属 属、サルディノプス属		KG					

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
994	0	-----みなみまぐろ		KG	096	0	-----みなみまぐろ		KG
	999	-----その他のもの		KG		099	3	-----その他のもの	
04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）			04.02		ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
0402.10		－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）			0402.10		－粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。）		
		－砂糖を加えたもの					－砂糖を加えたもの		
	110	3	----- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（省 略）	KG		110	3	----- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（省 略）	KG
			-----その他のもの					-----その他のもの	
	221	2	----- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（省 略）	KG		221	2	----- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（省 略）	KG
0402.21			－砂糖その他の甘味料を加えていないもの		0402.21		－砂糖その他の甘味料を加えていないもの		
			－脂肪分が全重量の5%を超えるもの				－脂肪分が全重量の5%を超えるもの		
			-----脂肪分が全重量の30%以下のもの				-----脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	111	0	----- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG		111	0	----- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG
	119	†	-----その他のもの	KG		119	†	-----その他のもの	KG
			-----その他のもの				-----その他のもの		
	121	3	----- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（省 略）	KG		121	3	----- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの（省 略）	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0402.29	2	----その他のもの	K G		0402.29	2	----その他のもの		K G
		----学校等給食用のもの及び飼料用のもの (省 略)					----学校等給食用のもの及び飼料用のもの (省 略)		
		----その他のもの					----その他のもの		
		----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略)					----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略)		
		--その他のもの					--その他のもの		
111	6	----脂肪分が全重量の5%を超えるもの	K G		111	6	----脂肪分が全重量の5%を超えるもの		K G
		----脂肪分が全重量の30%以下のもの					----脂肪分が全重量の30%以下のもの		
		----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの					----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
119	†	----その他のもの	K G		119	†	----その他のもの	K G	
121	2	----その他のもの	K G		121	2	----その他のもの	K G	
129	†	----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	K G		129	†	----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		K G
		----その他のもの					----その他のもの		
0402.99	1	----独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略)	K G		0402.99	1	----農畜産業振興事業団が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略)		K G
		--その他のもの					--その他のもの		
		----脂肪分が全重量の8%を超えるもの					----脂肪分が全重量の8%を超えるもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
04.03	110	5	-----	KG	04.03	110	5	-----	KG
			-----					-----	
	121	2	-----	KG		121	2	-----	KG
			-----					-----	
	210	0	-----	KG		210	0	-----	KG
			-----					-----	
			-----					-----	
			-----					-----	
0403.90			-----		0403.90			-----	
			-----					-----	
			-----					-----	
			-----					-----	
	111	6	-----	KG		111	6	-----	KG
			-----					-----	
			-----					-----	
			-----					-----	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
121	2	<p>を越え26%以下のもの</p> <p>-----バターミルクパウダー その他の固形状の物品</p> <p>-----<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	K G		121	2	<p>を越え26%以下のもの</p> <p>-----バターミルクパウダー その他の固形状の物品</p> <p>-----<u>農畜産業振興事業団</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	K G	
		<p>-----砂糖を加えたもの (省略)</p> <p>-----脂肪分が全重量の26%を超えるもの</p> <p>-----バターミルクパウダー その他の固形状の物品</p> <p>-----<u>独立行政法人農畜産業振興機構</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>					<p>-----砂糖を加えたもの (省略)</p> <p>-----脂肪分が全重量の26%を超えるもの</p> <p>-----バターミルクパウダー その他の固形状の物品</p> <p>-----<u>農畜産業振興事業団</u>が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>		
04.04	131	5	K G		04.04	5	<p>-----砂糖を加えたもの (省略)</p>	K G	
0404.10					0404.10				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
04.05 0405.10	111	0	-----砂糖を加えたもの (省略) ----その他のもの	KG	111	0	定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの -----砂糖を加えたもの (省略) ----その他のもの	KG	
	151	5	-----砂糖を加えたもの (省略)	KG	151	5	-----砂糖を加えたもの (省略)	KG	
	110	4	---- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)	KG	110	4	---- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)	KG	
	210	6	---- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)	KG	210	6	---- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省略)	KG	
	010	6	---- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	010	6	---- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	KG	
0405.90	090	†	----その他のもの ----その他のもの ----脂肪分が全重量の85%以下のもの	KG	090	†	----その他のもの ----その他のもの ----脂肪分が全重量の85%以下のもの	KG	
	110	1	---- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第	KG	110	1	---- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項	KG	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの					に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
	190 †	---その他のもの		K G	190 †		---その他のもの		K G
	210 3	---その他のもの		K G	210 3		---その他のもの		K G
		--- <u>独立行政法人農畜産業振興機構</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略)					--- <u>農畜産業振興事業団</u> が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (省 略)		
04.06		チーズ及びカード			04.06		チーズ及びカード		
0406.10		---フレッシュチーズ (ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。) 及びカード			0406.10		---フレッシュチーズ (ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。) 及びカード		
	020 3	---乾燥固形分が全重量の48%以下のもの (1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。)		K G	020 3		---乾燥固形分が全重量の48%以下のもの (1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。)		K G
	010 0	---その他のもの		K G	010 0		---その他のもの		K G
		---プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第0406.40号のブルーベインドチーズ及び <u>その他のペニシリウム・ロックフォルティ</u> により得られる模様を含むチーズ並びに第0406.90号のその他のチーズについて、関税割当制度による数量 (以下この項において「共通の限度数量」という。) 以内のもの					---プロセスチーズの原料として使用するチーズ及びカードのうち、この号のフレッシュチーズ及びカード、第0406.40号のブルーベインドチーズ並びに第0406.90号のその他のチーズについて、関税割当制度による数量 (以下この項において「共通の限度数量」という。) 以内のもの		
	090 3	---その他のもの		K G	090 3		---その他のもの		K G
0406.20		(省 略)			0406.20		(省 略)		
0406.30		(省 略)			0406.30		(省 略)		
0406.40		---ブルーベインドチーズ及び <u>その他のペニシリウム・ロックフォルティ</u> により得られる模様を含むチーズ (省 略)			0406.40		---ブルーベインドチーズ (省 略)		
		(削 除)			05.03				
					0503.00	000 2	<u>馬毛及びそのくず (支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)</u>		K G

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		(削除)			05.09				
					0509.00		動物性の海綿		
						010	0	一課税価格が1キログラムにつき3,600円以上のもの	KG
						090	3	一その他のもの	KG
05.11		動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの（省略）			05.11				
0511.99		一その他のもの			0511.99				
		一馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）並びに蚕種、動物の精液、 ^{けん} 腱、筋、原皮くず及び乾燥した血				110	4	一 ^{けん} 腱、筋及び原皮くず	KG
						190	0	一その他のもの	KG
						200	3	一その他のもの	KG
	120	0		KG					
		一馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）							
	110	4		KG					
	190	0		KG					
		一動物性の海綿							
	210	6		KG					
		一課税価格が1キログラムにつき3,600円以上のもの							
	290	2		KG					
	900	3		KG					
		一その他のもの							
06.03		切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）			06.03				
		一生鮮のもの			0603.10				
0603.11	000	1		KG		010	5	一ラン科のもの	KG
0603.12	000	0		KG		020	1	一キク属のもの	KG
0603.13	000	6		KG		030	4	一ユリ属のもの	KG
0603.14	000	5		KG		040	0	一ばら	KG
0603.19						050	3	一カーネーション	KG
	010	3		KG		090	1	一その他のもの	KG
	090	6		KG					
		一その他のもの							
0603.90		(省略)			0603.90				
07.09		その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			07.09				
		(削除)			0709.10	000	0	一アーティチョーク	KG
		(省略)							
		一きのこ及びトリフ							
0709.51		(省略)			0709.51				
		(削除)			0709.52	000	0	一トリフ	KG
0709.59		一その他のもの			0709.59				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		---まつたけ及びトリフ							
	<u>011</u>	----まつたけ		<u>KG</u>	<u>010</u>	<u>3</u>	----まつたけ		<u>KG</u>
	<u>012</u>	----トリフ		<u>KG</u>					
0709.60		----その他のもの (省 略)			0709.60		----その他のもの (省 略)		
0709.70		(省 略)			0709.70		(省 略)		
0709.90		(省 略)			0709.90		(省 略)		
	010	-その他のもの				010	-その他のもの		
		--スイートコーン		KG			--スイートコーン		KG
		--その他のもの					--その他のもの		
	<u>091</u>	----かぼちや		<u>KG</u>	<u>091</u>	<u>4</u>	----かぼちや		<u>KG</u>
	<u>092</u>	----アーティチョーク		<u>KG</u>					
	<u>099</u>	----その他のもの		KG	<u>099</u>	<u>5</u>	----その他のもの		KG
07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
		(省 略)					(省 略)		
0711.20		(削 除)			0711.20		(省 略)		
		(省 略)			<u>0711.30</u>	<u>000</u>	<u>4</u>	---ケーパー	<u>KG</u>
		(省 略)					(省 略)		
0711.90		-その他の野菜及び野菜を混合したもの			0711.90		-その他の野菜及び野菜を混合したもの		
		--なす（1個の重量が20グラム以下のものに限る。）、					--なす（1個の重量が20グラム以下のものに限る。）、		
		らつきよう及びわらび					らつきよう及びわらび		
		(省 略)					(省 略)		
		--その他のもの					--その他のもの		
	093	----ごぼう		KG	093	2	----ごぼう		KG
		----その他のもの					----その他のもの		
	091	----なす		KG	091	0	----なす		KG
	<u>092</u>	----れんこん		<u>KG</u>	<u>092</u>	<u>1</u>	----れんこん		<u>KG</u>
	<u>094</u>	----ケーパー		<u>KG</u>					
	<u>099</u>	----その他のもの		KG	<u>099</u>	<u>1</u>	----その他のもの		KG
08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			08.02		その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
		(省 略)					(省 略)		
0802.50		(省 略)			0802.50		(省 略)		
<u>0802.60</u>	<u>000</u>	<u>2</u>		<u>KG</u>			(新 規)		
<u>0802.90</u>		-その他のもの			<u>0802.90</u>		-その他のもの		
	<u>100</u>	--びんろう子		<u>KG</u>	<u>100</u>	<u>2</u>	--びんろう子		<u>KG</u>
	<u>300</u>	--ペカン		<u>KG</u>	<u>200</u>	<u>4</u>	--マカダミアナット		<u>KG</u>
	<u>900</u>	--その他のもの		<u>KG</u>	<u>300</u>	<u>6</u>	--ペカン		<u>KG</u>
					<u>400</u>	<u>1</u>	--その他のもの		<u>KG</u>
08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したのものに限る。）			08.05		かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したのものに限る。）		
		(省 略)					(省 略)		
0805.40	<u>000</u>	<u>2</u>		KG	0805.40	<u>000</u>	<u>2</u>		KG
		--グレープフルーツ（ポメロを含む。）					--グレープフルーツ		
		(省 略)					(省 略)		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
08.10		その他の果実 (生鮮のものに限る。) (省 略) (削 除)			08.10		その他の果実 (生鮮のものに限る。) (省 略)		
					0810.30	000	2	2	KG
0810.90	210	5		KG	0810.90	210	5		KG
		その他のもの --ランブータン、パッション フルーツ、レイシ及びごれ んし							
	291	2		KG		290	1		KG
		その他のもの ---ブラックカーラント、ホ ワイトカーラント、レッ ドカーラント及びグーズ ベリー							
	299	3		KG					
		その他のもの ---その他のもの							
08.12		一時的な保存に適する処理をし た果実及びナット (例えば、亜 硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水そ の他の保存用の溶液により保存 に適する処理をしたもので、そ のままの状態では食用に適しな いものに限る。)			08.12				
		(省 略)							
0812.90	300	†		KG	0812.90	300	†		KG
		その他のもの (省 略) --グレープフルーツ (ポメロ を含む。)							
		(省 略)							
08.13		乾燥果実 (第08.01項から第 08.06項までのものを除く。) 及 びこの類のナット又は乾燥果実 を混合したもの			08.13				
		(省 略)							
0813.50	010	0		KG	0813.50	010	0		KG
		この類のナット又は乾燥果実 を混合したもの --ナット又は乾燥果実の単一 成分の含有量が全重量の 50%を超えるもの (くり、 くるみ、ピスタチオナッ ト、第0802.90号のナット (びんろう子を除く。)) 又 は第0813.10号から第 0813.40号までの乾燥果実 のいずれかを含むものを除 く。)							
		(省 略)							
09.06		けい皮及びシンナモンツリーの 花			09.06				
		破砕及び粉砕のいずれもして ないもの			0906.10	000	5		KG
0906.11	000	4		KG					
		けい皮 (キナモム・ゼラ ニカム・ブルーメ)							

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
0906.19	000	3	---		0906.20		(省 略)		
0906.20			(省 略)				(省 略)		
09.10			しょうが、サフラン、うこん、 タイム、月けい樹の葉、カレー その他の香辛料 (省 略) (削 除)		09.10		しょうが、サフラン、うこん、 タイム、月けい樹の葉、カレー その他の香辛料 (省 略)		
			(削 除)		0910.40		一月けい樹の葉及びタイム		
			-その他の香辛料 (省 略)		100	4	---小売用の容器入りにした もの		KG
			-その他の香辛料 (省 略)		210	2	---その他のもの		KG
			-その他のもの		220	5	---破碎し又は粉碎したもの		KG
0910.91			-その他の香辛料 (省 略)		0910.50	000	6	-カレー	KG
0910.99			-その他のもの		0910.91			-その他の香辛料 (省 略)	
	200	3	----カレー		0910.99			-その他のもの	
			----その他のもの			100	1	----小売用の容器入りにした もの	KG
			-----小売用の容器入りにし たもの					----その他のもの	
	911	0	-----月けい樹の葉及びタ イム			210	6	----破碎及び粉碎のいずれ もしてないもの	KG
	919	1	-----その他のもの			220	2	----破碎し又は粉碎したも の	KG
			-----その他のもの						
			-----月けい樹の葉及びタ イム						
	991	3	-----破碎及び粉碎のい ずれもしてないも の						
	992	4	-----破碎し又は粉碎し たもの						
			-----その他のもの						
	993	5	-----破碎及び粉碎のい ずれもしてないも の						
	994	6	-----破碎し又は粉碎し たもの						

第10類 穀物

注

- 1 (A) (省 略)
- (B) (省 略)
- 2 (省 略)

第10類 穀物

注

- 1 (a) (省 略)
- (b) (省 略)
- 2 (省 略)

10.01			小麦及びメスリン		10.01		小麦及びメスリン		
1001.10			-デュラム小麦		1001.10		-デュラム小麦		
	010	0	--政府が主要食糧の需給及び 価格の安定に関する法律第 42条の規定により輸入する もの及び同法第45条第1項 ただし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産			010	0	--政府が主要食糧の需給及び 価格の安定に関する法律第 67条の規定により輸入する もの及び同法第70条第1項 ただし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令で定 めるところにより農林水産	MT

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1001.90	090 †	大臣の証明を受けて輸入されるもの --その他のもの --その他のもの --政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		MT	1001.90	090 †	大臣の証明を受けて輸入されるもの --その他のもの --その他のもの --政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		MT
10.03 1003.00		大麦及び裸麦 --政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)			10.03 1003.00		大麦及び裸麦 --政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		
10.06 1006.10	010 4	米 --もみ --政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		MT	10.06 1006.10	010 4	米 --もみ --政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第72条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの		MT
1006.30	090 †	--その他のもの --精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）		MT	1006.30	090 †	--その他のもの --精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）		MT
	010 5	--政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び		MT		010 5	--政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び		MT

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NA CCS用	品名	単位		統計品目番号	NA CCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
1006.40	090 †	売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの --その他のもの		MT	1006.40	090 †	売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第72条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの --その他のもの		MT
	010 2	--政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第49条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの --碎米		MT		010 2	--政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの、同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第72条第1項の規定により政府が貸付けを行った米穀（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の返還に係るもので輸入されるもの --碎米		MT
10.08	090 †	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 (省 略)		MT	10.08	090 †	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物 (省 略)		MT
1008.90		--その他の穀物 (省 略)			1008.90		--その他の穀物 (省 略)		
	021 1	---ライ麦 ---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		MT		021 1	---ライ麦 ---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		MT
11.01 1101.00		小麦粉及びメスリン粉 -政府が主要食糧の需給及び価			11.01 1101.00		小麦粉及びメスリン粉 -政府が主要食糧の需給及び価		

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
11.02		格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)			11.02		格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)			
		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。) (省略) (削除)				1102.30		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。) (省略)		
1102.90		穀粉 (小麦粉及びメスリン粉を除く。) (省略) (削除)			1102.30	010	2	一米粉 --- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第62条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
		--- その他のもの			1102.90	090	†	--- その他のもの		MT
	110	0		MT		110	0	--- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
	190	†		MT		190	†	--- その他のもの		MT
	210	2		MT		210	2	--- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
	290	†		MT		290	†	--- その他のもの		MT
	310	4		MT		300	1	--- その他のもの		MT
								--- 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		申込みに応じて行う政府 の買入れ及び売渡しに係 る米穀等として輸入され るもの並びに同法第34条 第1項第3号に規定する 政令で定める米穀等のう ち政令で定めるところに より農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの							
	390 †	---その他のもの		MT					
	900 6	---その他のもの		MT					
11.03		ひき割り穀物、穀物のミール及 びペレット -ひき割り穀物及び穀物のミール			11.03		ひき割り穀物、穀物のミール及 びペレット -ひき割り穀物及び穀物のミール		
1103.11		---小麦のもの			1103.11		---小麦のもの		
	010 5	---政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第42条の規定により輸 入するもの及び同法第45 条第1項ただし書に規定 する政令で定める麦等の うち政令で定めるところ により農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるも の (省 略)	MT		010 5	---政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第67条の規定により輸 入するもの及び同法第70 条第1項ただし書に規定 する政令で定める麦等の うち政令で定めるところ により農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるも の (省 略)		MT	
1103.19		---その他の穀物のもの ---大麦又は裸麦のもの			1103.19	---その他の穀物のもの ---大麦又は裸麦のもの			
	110 6	----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関す る法律第42条の規定に より輸入するもの及び 同法第45条第1項た だし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令 で定めるところにより 農林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの	MT		110 6	----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関す る法律第67条の規定に より輸入するもの及び 同法第70条第1項た だし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令 で定めるところにより 農林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの		MT	
	190 †	----その他のもの		MT	190 †	----その他のもの		MT	
	210 1	----ライ麦のもの		MT	210 1	----ライ麦のもの		MT	
		----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関す る法律第42条の規定に より輸入するもの及び 同法第45条第1項た だし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令 で定めるところにより 農林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)				----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関す る法律第67条の規定に より輸入するもの及び 同法第70条第1項た だし書に規定する政令で 定める麦等のうち政令 で定めるところにより 農林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)			
	510 0	----米のもの		MT	510 0	----米のもの		MT	
		----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関す る法律第30条の規定に より輸入するもの、同				----政府が主要食糧の需給 及び価格の安定に関す る法律第60条の規定に より輸入するもの、同			

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1103.20		法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)			1103.20		法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		
		ーペレット					ーペレット		
		ー小麦のもの					ー小麦のもの		
110	5	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		MT	110	5	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		MT
		――とうもろこし又は米のもの					――とうもろこし又は米のもの		
310	2	――とうもろこしのもの		MT	310	2	――とうもろこしのもの		MT
		――米のもの					――米のもの		
350	0	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT	350	0	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
		――その他のもの					――その他のもの		
390	†	――大麦又は裸麦のもの		MT	390	†	――大麦又は裸麦のもの		MT
		――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの					――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
410	4	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT	410	4	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		MT
		――その他のもの					――その他のもの		
490	†	――その他のもの		MT	490	†	――その他のもの		MT

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1104.29	3	もの、同法第31条の 規定による連名による 申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるもの 並びに同法第34条 第1項第3号に規定 する政令で定める米 穀等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)	KG		1104.29		もの、同法第62条の 規定による連名による 申込みに応じて行 う政府の買入れ及び 売渡しに係る米穀等 として輸入されるもの 並びに同法第65条 第1項第3号に規定 する政令で定める米 穀等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)	KG	
		---大麦又は裸麦のもの ---政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第42条の規定により輸 入するもの及び同法第45 条第1項ただし書に規定 する政令で定める麦等の うち政令で定めるところ により農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの (省 略)					---大麦又は裸麦のもの ---政府が主要食糧の需給及 び価格の安定に関する法 律第67条の規定により輸 入するもの及び同法第70 条第1項ただし書に規定 する政令で定める麦等の うち政令で定めるところ により農林水産大臣の証 明を受けて輸入されるもの (省 略)		
	---その他の穀物のもの ---小麦又はライ小麦のもの ----小麦のもの	KG		---その他の穀物のもの ---小麦又はライ小麦のもの ----小麦のもの		KG			
	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第42条の 規定により輸入する もの及び同法第45条 第1項ただし書に規 定する政令で定める 麦等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)			-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第67条の 規定により輸入する もの及び同法第70条 第1項ただし書に規 定する政令で定める 麦等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)					
119	†	-----その他のもの -----ライ小麦のもの	KG		119	†	-----その他のもの -----ライ小麦のもの	KG	
121	5	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第42条の 規定により輸入する もの及び同法第45条 第1項ただし書に規 定する政令で定める 麦等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)	KG		121	5	-----政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に 関する法律第67条の 規定により輸入する もの及び同法第70条 第1項ただし書に規 定する政令で定める 麦等のうち政令で定 めるところにより農 林水産大臣の証明を 受けて輸入されるもの (省 略)	KG	
		---米のもの					---米のもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
250	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	250	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
290	†	-----その他のもの		KG	290	†	-----その他のもの		KG
		-----大麦又は裸麦のもの					-----大麦又は裸麦のもの		
410	0	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		KG	410	0	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		KG
11.08		でん粉及びイヌリン			11.08		でん粉及びイヌリン		
		ーでん粉					ーでん粉		
1108.11		ー小麦でん粉			1108.11		ー小麦でん粉		
010	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		KG	010	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		KG
12.07		その他の採油用の種及び果実 (割つてあるかないかを問わない。)			12.07		その他の採油用の種及び果実 (割つてあるかないかを問わない。)		
		(削 除)			1207.10	000	5 ー油やしの実及びパーム核		MT
1207.20		(省 略)			1207.20		(省 略)		
		(削 除)			1207.30	000	6 ーひまの種		MT
1207.40		(省 略)			1207.40		(省 略)		
1207.50		(省 略)			1207.50		(省 略)		
		(削 除)			1207.60	000	4 ーサフラワ－の種		MT
		ーその他のもの					ーその他のもの		
1207.91		(省 略)			1207.91		(省 略)		
1207.99		ーその他のもの			1207.99		ーその他のもの		
010	3	-----大麻の種		MT	010	3	-----大麻の種		MT

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
1212.20	1	当するものを除く。 (削 除)	KG		1212.10	000	2	当するものを除く。 ーローカストビーン (種を 含む。)	KG	
		(省 略)			1212.20			(省 略)		
		(削 除)			1212.30	000	3	ーあんず、桃 (ネクタリンを 含む。) 又はプラムの核及び仁		
		ーその他のもの			1212.91			ーその他のもの		
		(省 略)			1212.99			(省 略)		
		ーその他のもの						ーその他のもの		
		(省 略)						(省 略)		
		ーチコリーの根			200	1	200	1		ーチコリーの根
		ーローカストビーン (種を 含む。) 及びさとうきび			400	5	400	5		ーさとうきび
					300	3		3		ーその他のもの
310	6	ーローカストビーン (種 を含む。)	KG							
320	2	ーさとうきび	KG							
		ーその他のもの								
910	4	ーあんず、桃 (ネクタリ ンを含む。) 又はプラ ムの核及び仁	KG							
990	0	ーその他のもの	KG							
13.01		ラック、天然ガム、樹脂、ガム レジン及びオレオレジン (例え ば、バルサム) (削 除)			13.01		ラック、天然ガム、樹脂、ガム レジン及びオレオレジン (例え ば、バルサム) ーラック			
					1301.10	100	1	ーセラックその他の精製ラッ ク	KG	
						200	3	ーシードラック	KG	
						300	5	ーその他のもの	KG	
1301.20		(省 略)			1301.20			(省 略)		
1301.90		ーその他のもの			1301.90	000	3	ーその他のもの	KG	
	100	5	KG							
		ーセラックその他の精製ラッ ク								
		ーその他のもの								
	910	3	KG							
	920	6	KG							
	990	6	KG							
13.02		植物性の液汁及びエキス、ペク チン質、ペクチニン酸塩、ペク チン酸塩並びに寒天その他植物 性原料から得た粘質物及びシッ クナー (変性させてあるかない かを問わない。) (省 略) (削 除)			13.02			植物性の液汁及びエキス、ペク チン質、ペクチニン酸塩、ペク チン酸塩並びに寒天その他植物 性原料から得た粘質物及びシッ クナー (変性させてあるかない かを問わない。) (省 略)		
					1302.14	100	2	ー除虫菊のもの及びロテノン を含有する植物の根のもの	KG	
						200	4	ー除虫菊エキス	KG	
								ーその他のもの		
								ーその他のもの		
								ー飲料のもと		
1302.19		ーその他のもの			1302.19			ーその他のもの		
		ー飲料のもと						ー飲料のもと		
	110	0	KG		110	0		ー植物性の一種類の原料 から得たもの	KG	
		ー植物性の一種類の原料 から得たもの						ー植物性の一種類の原料 から得たもの		
	120	3	KG		120	3		ーその他のもの	KG	
		ーその他のもの						ーその他のもの		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NA CS 用	品名	単位		統計品目番号	NA CS 用	品名	単位	
			I	II				I	II
		---除虫菊のもの及びロテノ ンを含む植物の根の もの					---その他のもの		
		----除虫菊エキス		KG	210	2	----生漆		KG
310	4	----その他のもの		KG	220	5	----大麻エキス、大麻チン キ及び粗製コカイン		KG
390	0	----その他のもの		KG			----その他のもの		
210	2	----生漆		KG	231	2	----アルコール分が50% 以上のもの		KG
220	5	----大麻エキス、大麻チン キ及び粗製コカイン		KG	239	3	----その他のもの		KG
		----その他のもの							
231	2	----アルコール分が50% 以上のもの		KG					
239	3	----その他のもの		KG					

第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

注

1及び2 (省略)

3 第14.04項には、木毛(第44.05項参照)及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第96.03項参照)を含まない。

(削除)

第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

注

1及び2 (省略)

3 第14.02項には、木毛(第44.05項参照)を含まない。

4 第14.03項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第96.03項参照)を含まない。

		(削除)			14.02				
		(削除)			1402.00	000	3	主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	KG
		(削除)			14.03				
		(削除)			1403.00	000	1	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	KG
14.04		植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)			14.04			植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
		(削除)			1404.10	000	3	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	KG
1404.20		(省略)			1404.20			(省略)	
1404.90		---その他のもの			1404.90			---その他のもの	
		---主として詰物として使用する植物性材料(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(束ねてあるかないかを問わない。)、主として染色用又				100	2	---除虫菊かす	KG
						200	4	---雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)	KG
						300	6	---たぶの木又はへちまのもの	KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
15.15	5	はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	KG		410	4	---その他のもの	KG	
		---					----水ごけ		
		---					----その他のもの		
		---					-----かしわの葉		
		---					-----さるとりいばらの葉		
		---					-----その他のもの		
		---					使用する植物性材料（例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイーグルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		
		---					主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		
		---					主として染色用又ははなめし用に供する植物性原材料		
		---					除虫菊かす		
		---					雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		
		---					たぶの木又ははちまのもの		
		---					水ごけ		
		---					その他のもの		
		---					----かしわの葉及びさるとりいばらの葉		
---	-----かしわの葉								
---	-----さるとりいばらの葉								
---	-----その他のもの								
15.15		その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			15.15		その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
		(省略)					(省略)		
		(削除)			1515.40	000	3	桐油及びその分別物	KG
1515.50		(省略)			1515.50				
1515.90		---その他のもの			1515.90			---その他のもの	
		---オイチシカ油及びその分別物並びに桐油及びその分別物				100	4	---オイチシカ油及びその分別物	KG
110	0	---桐油及びその分別物	KG						
190	3	---その他のもの	KG						
		---カメラヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物						---カメラヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	
		(省略)						(省略)	

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）			15.17		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
1517.10		(省 略)			1517.10		(省 略)		
1517.90		－その他のもの			1517.90		－その他のもの		
		－動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）			010	1	－動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）		KG
		－完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの			020	4	－植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）		KG
	110	3		KG	030	0	－離型油		KG
							－その他のもの		
					091	5	－ショートニング		KG
	190	6		KG	099	6	－その他のもの		KG
	210	5		KG					
	290	1		KG					
	300	4		KG					
	400	6		KG					
	900	2		KG					

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1及び2 (省 略)
- 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない(第18.06項参照)。
- 4 (省 略)

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

注

- 1及び2 (省 略)
- 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆った調製品を含まない(第18.06項参照)。
- 4 (省 略)

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
1901.10		(省 略)			1901.10		(省 略)		
1901.20		—第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 —穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）			1901.20		—第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地 —穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。）		
		(省 略)					(省 略)		
		—米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）					—米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
		—米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの					—米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの		
122	3	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に		KG	122	3	—政府が主要食糧の需給及び価格の安定に		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
151	4	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	K G		151	4	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの	K G	
		-----小麦でん粉を含有するもの					-----小麦でん粉を含有するもの		
162	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	K G		162	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	K G	
		-----米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）					-----米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）		
1901.90		-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	K G		1901.90		-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)	K G	
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が					-----穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
142	2	乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これらに類する米産品 (育児食用又は食餌療法用のものを除く。) (省略) ---米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。) ----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	142	2	乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これらに類する米産品 (育児食用又は食餌療法用のものを除く。) (省略) ---米、小麦、ライ麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割したもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。) ----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
148	†	-----その他のもの ----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの		KG	148	†	-----その他のもの ----米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)が最大の重量を占めるもの		KG
151	4	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条		KG	151	4	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
159	†	第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの		K G	159	†	第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの -----その他のもの		K G
161	0	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦を含む。）が最大の重量を占めるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		K G	161	0	-----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、大麦産品（裸麦を含む。）が最大の重量を占めるもの -----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		K G
169	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの		K G	169	†	-----その他のもの -----米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの -----小麦でん粉を含有するもの		K G
171	3	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) -----もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） (省 略) -----その他のもの		K G	171	3	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略) -----もち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） (省 略) -----その他のもの		K G
587	6	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に		K G	587	6	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に		K G

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)					関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)		
19.04		穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)			19.04		穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)		
1904.10		一穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 (省略) 一 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品 一 米のもの			1904.10		一穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 (省略) 一 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品 一 米のもの		
	211 5	一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG		211 5	一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
	212 †	一 其他のもの 一 小麦(ライ小麦を含む。)のもの		KG		212 †	一 其他のもの 一 小麦(ライ小麦を含む。)のもの		KG
	221 1	一 政府が主要食糧の需給		KG		221 1	一 政府が主要食糧の需給		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1904.20	229 †	及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ----その他のもの		K G	229 †	及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ----その他のもの		K G	
	231 4	----小麦 (ライ小麦を含む。) のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		K G	231 4	----小麦 (ライ小麦を含む。) のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		K G	
		----いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品 (省 略)				----いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品 (省 略)			
		----米、小麦 (ライ小麦を含む。) 又は大麦 (裸麦を含む。) のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品				----米、小麦 (ライ小麦を含む。) 又は大麦 (裸麦を含む。) のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品			
	211 2	----米のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		K G	211 2	----米のもの ----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		K G	
	212 †	----その他のもの ----小麦 (ライ小麦を含む。) のもの		K G	212 †	----その他のもの ----小麦 (ライ小麦を含む。) のもの		K G	
221 5	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する		K G	221 5	----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する		K G		

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		る法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG			る法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
229	†	-----その他のもの		KG	229	†	-----その他のもの		KG
		-----大麦 (裸麦を含む。) のもの		KG			-----大麦 (裸麦を含む。) のもの		KG
231	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		KG	231	1	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		KG
1904.30		---ブルガー小麦		KG	1904.30		---ブルガー小麦		KG
010	1	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG	010	1	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
1904.90		---その他のもの		KG	1904.90		---その他のもの		KG
		---その他のもの		KG			---その他のもの		KG
		---米のもの (省 略)		KG			---米のもの (省 略)		KG
120	2	-----その他のもの		KG	120	2	-----その他のもの		KG
		-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG			-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条第1項第3項に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
130	†	-----その他のもの		KG	130	†	-----その他のもの		KG
		---小麦又はライ小麦のもの		KG			---小麦又はライ小麦のもの		KG
210	1	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸		KG	210	1	---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸		KG

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
290	†	入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ---その他のもの		KG	290	†	入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ---その他のもの		KG
310	3	---大麦又は裸麦のもの ---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)		KG	310	3	---大麦又は裸麦のもの ---政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省略)		KG

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a) (省略)
 (b) (省略)
 (c) 第19.05項のバーカリー製品その他の物品
 (d) (省略)
 2～6 (省略)

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 (a) (省略)
 (b) (省略)
 (c) (省略)
 2～6 (省略)

20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。） (省略)			20.05		調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。） (省略)		
2005.10 }		(省略)			2005.10 }		(省略)		
2005.80		---その他の野菜及び野菜を混合したもの			2005.80		---その他の野菜及び野菜を混合したもの		
2005.91	3	---砂糖を加えたもの		KG	2005.90		---砂糖を加えたもの		
	5	---その他のもの		KG			---豆（さや付きのものを除く。）		
2005.99		---その他のもの			111	†	----気密容器入りのもの (豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)		KG
	111	†		KG			----その他のもの		KG
					119	2	----その他のもの		KG
					190	3	----その他のもの		KG
					210	2	----たけのこ		KG
	119	0		KG			----ヤングコーンコブ		

新 (2007年)				旧 (2006年)									
統計品目番号	NAICS用	品名	単位		統計品目番号	NAICS用	品名	単位					
			I	II				I	II				
20.09	190	1	-----その他のもの	KG	20.09	221	6	-----気密容器入りのもの	KG				
			-----その他のもの			229	0	-----その他のもの	KG				
			-----ヤングコーンコブ			230	†	-----豆 (さや付きのものを除く。)	KG				
	211	1	-----気密容器入りのもの	KG		240	4	-----サワークラウト	KG				
	219	2	-----その他のもの	KG				-----その他のもの					
	220	†	-----豆 (さや付きのものを除く。)	KG				-----気密容器入りのもの (容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)					
	230	6	-----サワークラウト	KG				291	6	-----にんにくの粉	KG		
			-----その他のもの							292	0	-----その他のもの	KG
			-----気密容器入りのもの (容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)									293	1
	911	1	-----にんにくの粉	KG				299	0	-----その他のもの	KG		
	919	2	-----その他のもの	KG									
			-----その他のもの										
	991	4	-----にんにくの粉	KG									
	999	5	-----その他のもの	KG									
		果実又は野菜のジュース (ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)				果実又は野菜のジュース (ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)							
2009.11		(省 略)		2009.11		(省 略)							
2009.19		-----グレープフルーツ (ポメロを含む。)ジュース		2009.19		-----グレープフルーツジュース							
2009.21		(省 略)		2009.21		(省 略)							
2009.90				2009.90									
21.06		調製食料品 (他の項に該当するものを除く。)		21.06		調製食料品 (他の項に該当するものを除く。)							
2106.10		(省 略)		2106.10		(省 略)							
2106.90		-----その他のもの (省 略)		2106.90		-----その他のもの (省 略)							
		-----その他のもの				-----その他のもの							
		-----米、小麦 (ライ麦を含む。)又は大麦 (裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品				-----米、小麦 (ライ麦を含む。)又は大麦 (裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品							
		-----米の含有量が全重量の30%を超えるもの				-----米の含有量が全重量の30%を超えるもの							
517	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条	KG	517	2	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第60条の規定により輸入するもの、同法第62条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第65条	KG						

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NACCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
214	0	第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	K G		214	0	第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)	K G	
		-----その他のもの					-----その他のもの		
		-----小麦 (ライ麦を含む。) の含有量が全重量の30%を超えるもの					-----小麦 (ライ麦を含む。) の含有量が全重量の30%を超えるもの		
215	†	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	K G		215	†	-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	K G	
		-----その他のもの					-----その他のもの		
216	2	-----大麦 (裸麦を含む。) の含有量が全重量の30%を超えるもの	K G		216	2	-----大麦 (裸麦を含む。) の含有量が全重量の30%を超えるもの	K G	
		-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)					-----政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第67条の規定により輸入するもの及び同法第70条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (省 略)		
297	6	-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス) その他の第1212.20号の物品のもの	K G		297	6	-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス) その他の第1212.20号の物品のもの	K G	
		-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス)					-----ひじき (ヒジキア・フスイフォルミス)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
401	5	-----長方形 (正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの(調味したものを除く。)	TH	KG					
298	0	-----その他のもの		KG	298	0	-----その他のもの		KG
299	1	-----その他のもの		KG	299	1	-----その他のもの		KG

第22類 飲料、アルコール及び食酢

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)及び(b) (省略)

(c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.53項参照)

(d)~(f) (省略)

2~3 (省略)

第22類 飲料、アルコール及び食酢

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)及び(b) (省略)

(c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.51項参照)

(d)~(f) (省略)

2~3 (省略)

22.08		エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 (省略)			22.08		エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 (省略)		
2208.40	000	3	---ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒 (省略)	L	2208.40	000	3	---ラム及びタフィア (省略)	L
23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)			23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)		
2302.10		(省略) (削除)			2302.10		(省略)		
2302.30		(省略)			2302.30		(省略)		
2302.40		---その他の穀物のもの			2302.40	000	4	---その他の穀物のもの	MT
	010	0	---米のもの	MT					
	090	3	---その他のもの	MT					

新 (2007年)				旧 (2006年)						
統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CCS 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
2302.50		(省 略)			2302.50		(省 略)			
23.06		その他の植物性の油かす (粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)			23.06		その他の植物性の油かす (粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)			
		(省 略)					(省 略)			
		(削 除)			2306.70	000	1	1	1	MT
2306.90		－その他のもの			2306.90	000	2	2	2	MT
	010	5	－とうもろこしの胚芽油かす	MT						
	090	1	－その他のもの	MT						
25.06		石英 (天然の砂を除く。) 及びけい岩 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)			25.06					
		(省 略)			2506.10					
2506.10		－けい岩			2506.10					
2506.20		－粗のもの及び粗削りしたものの	MT		2506.21	000	0	0	0	MT
	010	4	の	MT						
	090	0	－その他のもの	MT	2506.29	000	6	6	6	MT
25.08		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト (焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。) 並びにムライト、シャモット及びダイナスアース			25.08					
		(省 略)			2508.10					
		(削 除)			2508.20	000	4	4	4	MT
		(省 略)								
25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料 (天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミスストーン及びエメリー			25.13					
		－パミスストーン	KG		2513.11	000	3	3	3	KG
2513.10	000	4								
					2513.19	000	2	2	2	KG
2513.20		(省 略)			2513.20					
25.16		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石 (粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わ			25.16					

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目番号	NAACS用	品名	単位		統計品目番号	NAACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
2516.11		ない。) 一花こう岩 (省略)			2516.11		ない。) 一花こう岩 (省略)		
2516.12		(省略)			2516.12		(省略)		
2516.20	000 2	一砂岩		MT	2516.21	000 1	一砂岩		MT
					2516.22	000 0	一粗のもの及び粗削りしたものの 一のこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切つたもの		MT
2516.90		(省略)			2516.90		(省略)		
25.24		石綿			25.24		石綿		
2524.10	000 3	一クロシドライト		MT	2524.00	000 6	石綿		MT
2524.90	000 0	一その他のもの		MT					

第26類 鉱石、スラグ及び灰

注

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。
(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物(第26.21項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。)
(b) 砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの(金属を含有するかしないかを問わない。)

号注

- 1 (省略)
- 2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもは、第2620.60号に属する。

第26類 鉱石、スラグ及び灰

注

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。
(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物(第26.21項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。)
(b) 砒素を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの(金属を含有するかしないかを問わない。)

号注

- 1 (省略)
- 2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもは、第2620.60号に属する。

26.20		スラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)			26.20		灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)		
-------	--	---	--	--	-------	--	---	--	--

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

- (省略)
- 号注
- 1及び2 (省略)
- 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。

(財)日本関税協会

第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

- (省略)
- 号注
- 1及び2 (省略)
- 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの

輸入統計品目表新旧対照表

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4	(省 略)				4	(省 略)	含有量が全重量の50%を超える物品をいう。		
27.07		高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省 略) (削 除) (省 略)			27.07		高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省 略) ーフェノール (省 略)		K G
第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品 注 1 (A) (省 略) (B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。 2及び3 (省 略) 第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 注 1 (省 略) 2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。 (a)～(d) (省 略) (e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。） 3～8 (省 略)					第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品 注 1 (a) (省 略) (b) 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。 2及び3 (省 略) 第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 注 1 (省 略) 2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.38項参照）、第28.43項から第28.46項までの有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。 (a)～(d) (省 略) (e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.51項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。） 3～8 (省 略)				
28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略) (削 除)			28.11		その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略)		
2811.29		ーーその他のもの			2811.23	000	4	ーー二酸化硫黄	K G
		ーーー四酸化二窒素及び二酸化硫黄			2811.29			ーーその他のもの	
	110	3	ーーーー四酸化二窒素	K G		010	1	ーーー四酸化二窒素	K G
	120	6	ーーーー二酸化硫黄	K G					
	900	2	ーーーその他のもの	K G		090	4	ーーーその他のもの	K G
28.24		鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛			28.24			鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛	

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2824.10		(省 略)			2824.10		(省 略)		
		(削 除)			2824.20	000	2	1	KG
2824.90		—その他のもの			2824.90	000	2	1	KG
	100	4		KG					
	900	6		KG					
28.25		ヒドラジン及びヒドロキシルア ミン並びにこれらの無機塩並び にその他の無機塩基、金属酸化 物、金属水酸化物及び金属過酸 化物			28.25				
		(省 略)							
2825.90		—その他のもの			2825.90				
	100	2		KG		010	3	1	KG
		—酸化第一すず及び酸化第二 すず				020	6	1	KG
	200	4		KG		030	2	1	KG
	900	4		KG					
		—酸化バリリウム							
		—その他のもの				090	6	1	KG
28.26		ふつ化物及びフルオロけい酸 塩、フルオロアルミン酸塩その 他のふつ素錯塩 —ふつ化物			28.26				
		(削 除)			2826.11	000	0	1	KG
		(省 略)			2826.12				
2826.12		—その他のもの			2826.19	000	6	1	KG
2826.19		—アンモニウム又はナトリ ウムのも		KG					
	010	2		KG					
	090	5		KG					
		—その他のもの							
		(削 除)			2826.20	000	5	1	KG
		(省 略)			2826.30				
2826.30		—その他のもの			2826.90				
2826.90		—ナトリウム又はカリウムの フルオロけい酸塩		KG		010	1	1	KG
	100	0		KG					
		—その他のもの				090	4	1	KG
	910	5		KG					
		—フルオロタンタル酸カリ ウム							
	990	1		KG					
		—その他のもの							
28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸 化物、臭化物、臭化酸化物、よ う化物及びよう化酸化物			28.27				
		(省 略)							
		(削 除)			2827.33	000	4	1	KG
		(削 除)			2827.34	000	3	1	KG
2827.35		(省 略)			2827.35				
		(削 除)			2827.36	000	1	1	KG
2827.39		—その他のもの			2827.39				
	100	0		KG		010	1	1	KG
		—亜鉛のもの				090	†	1	KG
		—その他のもの							
	910	5		KG					
	920	1		KG					
	990	†		KG					
		—鉄のもの							
		—コバルトのもの							
		—その他のもの							
		(省 略)							
28.30		硫化物及び多硫化物 (多硫化物)			28.30				

新 (2007年)				旧 (2006年)					
統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位		統計品目 番号	NA CS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2839.90	010 3 090 6	物品 (省 略) (削 除) —その他のもの	KG KG		2839.20 000 0		物品 (省 略) —カリウムのも		KG KG
		—カリウムのも			2839.90 000 0		—その他のもの		
28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキシ 金属酸塩 (削 除) (削 除)			28.41		オキソ金属酸塩及びペルオキシ 金属酸塩 —アルミン酸塩		KG KG
2841.30 2841.50		(省 略) —その他のクロム酸塩及びニク ロム酸塩並びにペルオキシク ロム酸塩			2841.10 000 6 2841.20 000 3		—クロム酸塩 (亜鉛又は鉛の ものに限る。)		KG KG
	010 4 090 0	—クロム酸塩 (亜鉛又は鉛の ものに限る。) —その他のもの	KG KG		2841.30 2841.50 000 1		(省 略) —その他のクロム酸塩及びニク ロム酸塩並びにペルオキシク ロム酸塩		KG
2841.90	010 6 090 2	(省 略) —その他のもの —アルミン酸塩 —その他のもの	KG KG		2841.90 000 3		(省 略) —その他のもの		KG
28.42		その他の無機酸塩及びペルオキ ソ酸塩 (アルミノけい酸塩 (化 学的に単一であるかないかを問 わない。)を含むものとし、ア ジ化物を除く。)			28.42		その他の無機酸塩及びペルオキ ソ酸塩 (アルミノけい酸塩 (化 学的に単一であるかないかを問 わない。)を含むものとし、ア ジ化物を除く。)		
2842.10 2842.90	010 4 090 †	(省 略) —その他のもの —雷酸塩、シアン酸塩及びチ オシアン酸塩 —その他のもの	KG KG		2842.10 2842.90 000 †		(省 略) —その他のもの		KG
		(削 除)			28.51 2851.00 000 3		その他の無機化合物 (蒸留水、 伝導度水その他これらに類する 純水を含む。)、液体空気 (希 ガスを除いてあるかないかを問 わない。)、圧搾空気及びアマ ルガム (貴金属のアマルガムを 除く。)		KG
28.52 2852.00	100 † 210 1 220 4	水銀の無機又は有機の化合物 (アマルガムを除く。) —認証標準物質 —無機化合物及びその製品 —硫酸塩 —写真用の化学調製品 (ワニ ス、 ^こ 膠着剤、接着剤その他 これらに類する調製品を除 く。)及び写真用の物品で 混合してないもの (使用量 にしたもの及び小売用にし たもので直ちに使用可能な 形状のものに限る。)	KG KG KG				(新 規)		

新 (2007年)					旧 (2006年)				
統計品目番号	NACCS用	品名	単位		統計品目番号	NACCS用	品名	単位	
			I	II				I	II
		---その他のもの							
291	5	---水銀の炭化物		KG					
299	†	---その他のもの		KG					
		---有機化合物及びその製品							
		---植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体							
911	2	---タンニン及びその誘導体		KG					
919	3	---その他のもの		KG					
920	4	---たばく質系物質及びその誘導体 (アルブミナートその他のアルブミン誘導体を除く。)		KG					
990	†	---その他のもの		KG					
28.53							(新規)		
2853.00	000	6 その他の無機化合物 (蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気 (希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム (貴金属のアマルガムを除く。)		KG					

第29類 有機化学品

注

- 1～4 (省略)
 - 5(A) (省略)
 - (B) (省略)
 - (C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (1)及び(2) (省略)
 - (3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。
 - (D) (省略)
 - (E) (省略)
 - 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。第29.30項 (有機硫黄化合物) 及び第29.31項 (その他のオルガノインオルガニック化合物) には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体 (これらの複合誘導体を含む。) の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。
 - 7及び8 (省略)
- 号注
- 1 (省略)
 - 2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。

第29類 有機化学品

注

- 1～4 (省略)
 - 5(a) (省略)
 - (b) (省略)
 - (c) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。
 - (1)及び(2) (省略)
 - (d) (省略)
 - (e) (省略)
 - 6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。第29.30項 (有機硫黄化合物) 及び第29.31項 (その他のオルガノインオルガニック化合物) には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、かつ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体 (これらの複合誘導体を含む。) の特性を与える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。
 - 7及び8 (省略)
- 号注
- 1 (省略)

29.03

炭化水素のハロゲン化誘導体 (省略)

(財)日本関税協会

29.03

炭化水素のハロゲン化誘導体 (省略)

輸入統計品目表新旧対照表